



第5期中期計画（案）説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

独立行政法人労働者健康安全機構 新（第5期）中期計画 概要(案)

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する目標を達成するためとるべき措置

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

①

【重要度 高】

【困難度 高】

- ・本文中の赤字部分は新規取組
- ・○は中期計画における取組
- ・●は中期目標・計画における数値目標

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

- 疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等総合的な取組（勤労者医療）について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実践するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる。
- アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を共有しつつ、積極的に対応する。
- アスベスト関連疾患に対して、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。
また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。
ア 勤労者医療の推進：研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で普及させる。
イ 社会復帰の促進：メディカルソーシャルワーカー等による社会復帰に関する相談への対応等、患者への支援を実施する。

(2) 大規模労働災害、新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応

- 大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備え、緊急対応を速やかに行うための危機管理マニュアルの見直しを行う。
- 感染症予防法等の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣に協力する。

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ②

【重要度 高】

【困難度 高】

(3) 地域医療への貢献

目標
【指標】

- 労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上を毎年度確保する。
- **地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率70%以上を毎年度確保する。**

- 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を実施し、各労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で効果的な地域医療連携の強化に取り組む。
- 地域医療構想調整会議等の議論にも参画するとともに、医療圏における医療ニーズを勘案して必要に応じて**病床機能区分の変更**や診療機能の見直しを行う。
- 地域の医療機関等との連携機能強化等に継続して取り組み、労災病院においては地域医療支援病院の要件以上の「患者紹介率、逆紹介率」を確保するとともに、地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持する。
- **重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送等、地域の救急医療のニーズに継続して応えていくため、救急搬送の受入体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。**
- 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和4年9月）を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の円滑な開院に向けて検討を進める。
なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。

(4) 医療情報のICT化の推進

- **電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組む等、**医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘定した上で、医療情報のICT化の一層の推進を図る。
- 個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ③

【重要度 高】

【困難度 高】

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

目標
【指標】

- 患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を毎年度確保する。
- **全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける。**

- 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。
- 医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的参加の推進し、医療安全の充実を図る。

(6) 治験の推進

目標
【指標】

- 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、中期目標期間中**2万2000件以上**確保する。

- 各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進を図る。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

- 労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

④

【重要度 高】

【困難度 高】

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

- 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質を向上に努める。

(9) 行政機関等への貢献

- 労災病院に所属する医師等は、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。
- 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案については、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを生かして対応する。
また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において適切かつ迅速に対応する。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

2 治療と仕事の両立支援の推進

①

【重要度 高】

【困難度 高】

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

目標
【指標】

- 支援した罹患者の件数を年間1200件以上とする。
- 支援した罹患者にアンケートを行い、90%以上から有用であった旨の評価を得る。
- 全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。

- 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。
- 両立支援マニュアルについて、新たに収集した事例等の分析・評価を行い、更新・充実させ、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。
- 両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していく。
- 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置する。
- 両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。
また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について分析・検証・開発を行う。
- 支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

- 産業保健総合支援センターにおいて、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含めて以下を円滑かつ適切に実施する。
 - ① 企業等に対する正しい知識・理解の普及
 - ② 企業や産業保健スタッフ等に対する相談、支援
 - ③ 労働者と事業場との間の個別調整支援
- 産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施する。

2 治療と仕事の両立支援の推進 ②

【重要度 高】

【困難度 高】

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

- 近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施する。
- 研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。
- 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。
- 企業の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、企業・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

目標 【指標】

- 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。
- 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。
- **患者満足度調査（入院）において全施設平均で80%以上の満足度を確保する。**

(1) 医療リハビリテーションセンターの運営

- 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。
- 診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集、分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

- 脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図る。
- 職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及や脊損患者に関する高度・専門的な治験に係る情報発信、**脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力**に取り組む。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究、労災疾病等に係る研究開発の推進

- 専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して研究を実施する。
- 新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。

ア プロジェクト研究： 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集することを目的として、中期目標において示された視点を踏まえ、以下のテーマの研究を実施する。

研究テーマ

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者（中高年の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
- ⑨ 化学物質等対策における事業場の自律的な取組の促進の視点

イ 協働研究： 安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内複数の施設による協働研究を実施する。

ウ 基盤研究： 長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。

エ 行政要請研究： 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施する。

オ 労災疾病等研究： 協働研究と連携を図りつつ、以下の3領域について研究を実施する。

労災疾病研究3領域

- ① 職業性疾病等の原因と診断・治療： 職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発
- ② 労働者の健康支援： 労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化： 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発

力 過労死等に関する調査研究等： 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。

主 放射線に関する調査研究等： 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。

(2) 研究の実施体制等の強化

- 大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。
- 国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する（客員研究員やフェロー研究員の活用）。
- 研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。
- 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。
- 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備を行うとともに、**勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。**

(3) 国際貢献、海外への発信

- 労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。
- 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。
- 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

目標 【指標】

- 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点**3.5**点以上の評価を得る。
- 第5期中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

(5) 研究成果の積極的な普及・活用

目標 【指標】

- 第5期中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50件以上とする。
- **第5期中期目標期間中、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点以上の評価を得ること。**

- 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応する。
- 労働者の健康・安全に関する調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載する。
- **職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催する。**
- **安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。**
- 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

- 労働者死傷病報告のデータを効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。
- 安全衛生の取組の効果について、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

- GHS分類、モデルSDSの作成、化学物質による労働災害の分析、皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行う。
- 小規模事業場における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。

5 労働災害の原因調査の実施

目標 【指標】

- 災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得る。

- 高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、速やかに厚生労働省に報告する（高度な実験や解析等により時間を要するものを除く。）。
- 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理・分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。
- 同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。

6 化学物質等の有害性調査の実施

目標 【指標】

- OECDガイドライン等に基づき試験を円滑に実施する。
- 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表する。

- 化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、安衛研において有害性調査を実施する体制を整備する。
- 短期の吸入試験、経皮試験を中心に、国際的な基準であるOECDガイドライン等に基づき、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。
- 試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。
- 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

①

【重要度 高】

【困難度 高】

目標
【指標】

- 専門的研修等を年間5300回以上実施する。
- 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談件数の実績を年間**13万件**以上とする。
- 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。
- 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。

(1) 産業医・産業保健関係者への支援

- 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえた産業医研修を実施する。
- 産業保健関係者の資質向上のための研修を実施する。
- 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

- 産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。
- **メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施する。**
- 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応を行う。
- **全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用する。**
登録産業医等に対しリスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインに係る研修を実施し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて相談に応じられる体制を整備する。
- 限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。
また、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

②

【重要度 高】

【困難度 高】

- 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別に加入している個人事業者等も対象に加え、必要な研修や情報発信を行う。
- 商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備する。
- 産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図る。

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

- 従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。
- 労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組む。
- 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を行う。
- 事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

【重要度 高】

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

目標
【指標】

- 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とする。
なお、未払賃金立替払請求等がオンライン化された際には、審査の実施状況等を踏まえ、更なる期間短縮を図るとともに、必要があれば指標を変更する。

- 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持する。
- 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。

(2) 情報開示の充実

- 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

- オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和7年度末までに行う。

9 納骨堂の運營業務 【重要度 高】

目標
【指標】

- 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均3ポイント以上を得る。

- 遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場になさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行う。
- IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築する。
- 産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努める。

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

- 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の合理化・効率化

- 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。
- **令和6年4月から医師の時間外・休日労働上限規制が適用されることを踏まえ、医師の労働時間短縮に向けた取組を着実に実施する。**
- WEB会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。

2 機動的かつ効率的な業務運営

- 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。
- 機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ①

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

目標
【指標】

- 新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質等の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減する。

- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。
- 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、業務運営の徹底した効率化を図りつつ、医療水準の向上を図る。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ②

(2) 適正な給与水準の検証・公表

- 医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。

(3) 契約の適正化

- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進する。

4 情報システムの整備及び管理

- デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

- 支出の抑制及び収益の確保を図りつつ、地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえて、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、各労災病院の実情に応じて病院機能の見直し、合理化を図る。

(2) 独立行政法人国立病院機構との連携等

- 全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行う。

(3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

- 個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。

(4) 医業収入の安定的な確保

目標
【指標】

- 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とする。

- 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させる。
- 医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努める。

2 外部資金の活用等

- 社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図るとともに、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

- 独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産

- 利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。

(2) 特許権

- 開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。
- 登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。

第4 短期借入金の限度額

- 限度額は、運営費交付金年間支出の12分の3を計上する。
- 借入理由は、運営費交付金の受入の遅延による資金不足等を想定している。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- 該当なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

- 以下の施設について、中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。
北海道中央労災病院、新潟労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、香川労災病院職員宿舎、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎

第7 剰余金の使途

- 中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。

2 施設・設備に関する計画

- 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙のとおりとする。
- 労災病院以外の以下の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。
北海道せき損センター、労働安全衛生総合研究所

3 中期目標期間を超える債務負担

- 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の処分に関する事項

- 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用及び投資（労災病院の施設・設備の整備）に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項 ①

(1) 能動的な人事管理

- 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めるとともに、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

- 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。
- 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。

(3) 医療従事者の確保

目標 【指標】

- 本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。
- 看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。

- 優秀な医師の育成、確保に努めるとともに、医師等の働きやすい環境の整備に努める。
- 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国立病院機構との人材交流等について計画的に実施する。
- 集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。
- 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。
- 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。

1 人事に関する事項 ②

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

- 事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。

(5) 障害者雇用の着実な実施

- 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。
- 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

- 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。

3 内部統制の充実・強化等 ①

(1) 内部統制の充実・強化

- 中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを必要に応じて適切に実施する。
- **機構の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」について、職員に浸透を図り、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努める。**
- 内部監査室において、毎年度重点事項等が整理された内部監査実施計画に基づき、本部及び施設に対して監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。

(2) 業績評価の実施

- 外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとの評価を行い、業務運営に反映させるとともに、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

3 内部統制の充実・強化等 ②

(3) 事業実績の公表等

- 決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

4 公正で適切な業務運営に向けた取組

- 活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。
- 研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

5 決算検査報告指摘事項への対応

- これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。

6 情報セキュリティ対策の推進

- 各種規程を整備するとともに、役職員の高い意識を保持するため、適時・適切な研修を継続する等により、組織的対応能力の強化に努める。
- 情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。

7 広報に関する事項

- 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページやSNSの活用により、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。

8 既往の閣議決定等の着実な実施

- 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。